

議案第 6 号

和光市職員の配偶者同行休業に関する条例を定めることについて

和光市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のとおり定める。

和光市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号。以下「法」という。）第 26 条の 6 第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項から第 8 項まで並びに同条第 1 1 項において準用する法第 26 条の 5 第 6 項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第 2 条 任命権者は、職員（法第 26 条の 5 第 1 項に規定する職員（規則で定める職員を除く。）をいう。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第 3 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める期間は、3 年を超えない範囲内で任命権者が必要と認める期間とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第 4 条 法第 26 条の 6 第 1 項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6 月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第 8 条第 1 号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うものの
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前 2 号に該当するものを除く。）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第 5 条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第 26 条の 6 第 1 項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなけ

ればならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）第14条の規定による特別休暇のうち任命権者が規則で定めるものを受けることとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(配偶者同行休業に伴う臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この条において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申請期間を任用の期間の限度として行う臨時的任用を行うことができる。この場合において、当該臨時的任用は、申請期間について1

年を超えて行うことができない。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項の規定により号給の調整をした場合において、その者の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）</u> <u>第19条 和光市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 年条例第 号）第2条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>第20条・第21条（略）</u>	<u>第19条・第20条（略）</u>

(和光市職員定数条例の一部改正)

4 和光市職員定数条例（昭和43年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(職員の定数)</u> 第2条（略） 2 前項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。 (1)～(5)（略） <u>(6) 和光市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 年条例第 号）第2条の規定により、配偶者同行休業をしている職員</u> <u>(7)（略）</u>	第2条（略） 2 前項に定める定数のほか、次に掲げる職員の定数は、任命権者が必要と認める範囲内において定めることができる。 (1)～(5)（略） <u>(6)（略）</u>

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

職員が配偶者同行休業をすることについて定めるため、地方自治法第96条第1項第1号及び地方公務員法第26条の6第1項の規定により、この案を提出するものである。